

議案第91号

あきる野市民文化ホールに係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成29年11月28日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

あきる野市民文化ホールに係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提出する。

あきる野市民文化ホールに係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

| 公の施設の名称 | 指定管理者の名称及び所在地 | 指定の期間 |
|----------|----------------------------------|-----------------------------|
| 秋川キララホール | 秋川キララホール運営共同事業体 東京都千代田区三番町2番地 | 平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで |